

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の原因究明のための検証を継続的に実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、今後、原子力発電所の安全な廃炉プロセスについて、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準に反映させるとともに、新規制基準適合性審査については、科学的かつ慎重に評価し、今後の工事計画認可審査・保安規定変更審査と併せて、結果を国が主体的に責任をもって分かりやすく説明し、理解を得ること。
- (3) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (4) 市町村が策定した避難計画の充実に向け、積極的に関与し、支援すること。
- (5) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、市町村の実態に十分配慮し、適正な財源措置を講じること。
- (6) UPZ圏内の自治体を実施する原子力災害対策に係る経費について、適正な財源措置を講じること。
- (7) 要配慮者利用施設における放射線防護対策への財政支援を拡充すること。
- (8) 原子力施設の安全規制上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- (9) 原子力災害時に備えた避難路等の道路整備を促進すること。

3 国土強靱化に向けた取組の強化について

- (1) 相次ぐ大規模災害の発生により被災地では復旧・復興に向けた取組が進められているが、復興特別会計等の予算措置など、被災地への各種支援を強化すること。
また、想定を超える大規模災害が全国各地で頻発している状況を踏まえ、各自

治体が取り組む防災対策に関する社会資本整備に必要な公共事業予算について、国において財源を十分に確保すること。

- (2) 社会インフラの老朽化対策等を図るため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、計画的な事業執行に支障を来すことのないよう、十分な予算を確保すること。
- (3) 過去の大規模水害を踏まえ、直轄河川の河道掘削やもぐり橋の解消といった流下能力向上、堤防等の整備強化、分水路の抜本的改修など、治水対策を推進すること。
また、治水や利水において広範囲に影響を及ぼす河川について、治水安全度等が早期に向上するよう、管理を直轄化すること。
- (4) 沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地できる安全性を確保するため、河床掘削など、中小河川の減災対策を促進すること。
- (5) 市町村が管理する準用河川の改修について、交付金対象要件の緩和など、制度の拡充を図ること。
- (6) 首都直下地震の発生が懸念されている中、太平洋側に偏ったエネルギーインフラを見直し、供給体制の多重化を図るため、日本海側への重点的な整備を促進すること。
- (7) 津波被害の軽減対策として実施する指定緊急避難場所や避難路の整備、津波避難訓練などを対象とする総合的な財政支援制度を創設すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 平成 29 年 5 月 19 日付け消防庁長官通知を踏まえ、消防団員の安全確保のための装備充実に対する財政措置を拡充すること。
また、地域の実情を踏まえ、消防団員に係る交付税の算定基準を見直すとともに、公務災害補償負担金を軽減すること。
- (2) 老朽化が進んだ消防団施設の改修・更新を計画的に進めるため、緊急防災・減災対策事業債については、2020 年度までの期限を延長すること。
- (3) 被災者生活再建支援法について、被災対象世帯数の基準を設けず、被災した全ての世帯が支援を受けられるよう基準を緩和すること。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能充実に係る補助制度を創設すること。
- (5) 防災行政無線について、災害等への備えを継続していくため、システム等の更新経費も補助対象とするよう、制度の拡充を図ること。
- (6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による住民への情報伝達手段の整備に係る財政支援措置を講じること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

拉致被害者全員の一刻も早い帰国の実現と、特定失踪者をはじめ行方不明となっている方々の問題が早期に全面解決するよう、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。